

ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」はいらない！

導水路はいらない！愛知の会

会報20号

2013年10月18日

〒467-0853

名古屋市瑞穂区内浜町1-15

加藤伸久方

TEL/FAX 052-811-8069

URL: <http://www.dousuiro-aichi.org/>

9/11（水）開催の第1回弁論準備手続きの場での取り決めました。

① 第20回口頭弁論（証拠調べ）

● 日時／場所 12月5日(木)13:05～／地裁・1号大法院

※12:35～裁判所正面の歩道で事前集会→入廷行進

*証人 富樫幸一・岐阜大学教授、
山内克典・岐阜大学名誉教授

※ 山内証人は「河川維持流量50立米/秒」の根拠とされていたヤマトジミの生息について、富樫証人は「愛知県の水需給」について、それぞれ証言します。

② 第21回口頭弁論（証拠調べ）

● 日時／場所12月9日(月)13:30～／地裁・1号大法院

※13:00～裁判所正面の歩道で事前集会→入廷行進

*証人 中根俊樹・愛知県土地水資源課主査、
浅野和広・中部地整木曾川上流所長

※ 中根証人はフルプラン策定手続きなどについて、浅野証人は「河川維持流量50立米/秒」の策定経過とその必要性について、それぞれ証言する予定です。

P 1	予告	証拠調べ（12/5・第20回 & 12/9・第21回口頭弁論）
P 2	寄稿	証人尋問の聞きどころ……在間 正史・弁護団長
P 3		7/18・第19回口頭弁論（&原告・鳥当 暁人さんの意見陳述書）
～ 5		8/27・上下水道局へ「市長公約」履行の要請、9/11・弁論準備手続き
P 6～7	投稿	「コンコルド効果」とダム建設事業……近藤 ゆり子・運営委員
P 8		7/27・「住民訴訟」提訴4周年記念講演 & 2013年度「愛知の会」総会
P 9～10		「設楽の会」・市野 和夫代表が設楽町長選挙（10/20投票）に立候補
P 11～13	寄稿	人権や民主主義を破壊の秘密保全法を廃案……中谷 雄二 弁護士
P 14		会員・サポーターの皆さんへ“イベント参加”のお願い

徳山ダム「導水路」訴訟・弁護団長 弁護士 在間正史

12月5日に富樫幸一証人と山内克典証人、12月9日に中根俊樹証人と浅野和広証人の人証尋問が行われます。どんな内容になるかは当日のお楽しみですが、聴きどころを紹介いたします。ふるって傍聴においでください。

【富樫幸一証人】

本件導水路は、目的の一つが新規利水の供給で、徳山ダムに確保される愛知県の水道用水最大2.3m³/sを導水し、木曽川において取水を可能ならしめるためのものとされています。この必要性があるかについて話をさせていただきます。

まず、本件導水路は2004年木曽川水系水資源開発基本計画（木曽川水系フルプラン）に位置づけられたものですので、木曽川水系フルプランの水余りの経過について説明していただき、2004年木曽川水系フルプランの内容を説明していただきます。

そのうえで、2004年木曽川水系フルプラン策定から9年が経過していますが、これまでの水需要実績について、需要要因も含めて、推移・動向について説明していただきます。2004年木曽川水系フルプランの需要想定内容をこれまでの需要実績を比較し、フルプランは需要実績事実によって裏付けられているかを検証していただきます。

これにより、本件導水路は新規利水として必要がないことを説明していただきます。

【山内克典証人】

本件導水路は、流水正常機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）として、木曽成戸地点より下流において河川環境を改善するための流量を確保することも目的となっています。同地点より下流における河川環境としての河川維持流量は、木曽川水系河川整備基本方針では50 m³/s、木曽川水系河川整備計画ではそのうちの40 m³/sを本件導水路によって確保するとされており、上記50 m³/sは、河川整備基本方針の説明資料によれば、ヤマトシジミの生息のために必要な流量とされています。この説明は根拠があるのか、上記河川維持流量は根拠のあるものなのかについて話をさせていただきます。

まず、国土交通省中部地方整備局作成の説明資料において、特に資料整理した図（図2.6 ヤマトシジミの生息環境として必要と思われる流量）によって、ヤマトシジミの斃死に最も影響する塩素イオン濃度の限界値を11,600 mg/Lとし、これを上回らないのに必要最低限度の流量を河川維持流量としていることを説明していただきます。

ヤマトシジミの生息に関する知見によれば上記塩分濃度でヤマトシジミは斃死するのか、説明資料の資料整理には問題がないのか、木曽川では過去の流量実態下において50 m³/s以下の流量でヤマトシジミは斃死していたのか、などを説明していただきます。

これにより、本件導水路は木曽川の流水正常機能の維持として必要がないことを説明していただきます。



富樫 幸一氏
（とがし こういち）氏
*岐阜大学地域科学部
*教授

※ 利水問題とまちづくりについての研究第一人者。とりわけ、自治体人財政から徳山ダム、河口堰、導水路などを論じた著書・講演が多数。



山内 克典氏
（やまうち かつすけ）氏
*元岐阜大学教育学部・教授
*岐阜大学・名誉教授

※ 長良川下流域生物相調査団長。裁判闘争においても原告団の証人として、河口堰建設の問題点を指摘されました。

—被告・愛知県は「撤退ルール」（撤退と費用負担義務との関係）論争をギブアップ— 7 / 1 8 (木) 住民訴訟・第19回口頭弁論が開かれる

裁判はこの1年、「撤退ルール」を巡って原告、被告双方の主張が激突してきました。



原告（住民）側は、「県は自らの判断で今なら撤退負担金ゼロ円で撤退できる」ことを明らかにしてきましたが、今回は「（被告は）反論のすべがなく、意味のある反論ができず、繰り返しているだけ」と主張の第14準備書面を提出しました。

これに対し、「撤退など考えたこともない」被告（愛知県）側は、「今後、撤退問題のやりとりを続ける要を認めない」と、ギブアップの準備書面14を提出。裁判は、「証拠調べ」すべく、証人尋問の段階に進みます。

また、原告・鳥当暁人さんは元名古屋市上下水道局で拡張事業に携わってきた経歴と体験から、「最近では、市民の使用水量は抑えられ、大口利用では地下水利用や循環利用で水道離れが顕著。今こそ愛知県は「導水路」事業から撤退すべき！」と意見陳述（P4～5収録）しました。

—発表前も当選後も「局」「市長」とも没交渉……「公約」（約束）は破るためにあらず— 8 / 2 7 (火) 河村市長（上下水道局）は公約履行を！

「愛知の会」では酷暑日が続く8月27日（火）午後、名古屋市の窓口＜上下水道局＞に対し、西庁舎内で「導水路」事業の見直しを要請行動しました。



話し合いの冒頭、当局より“「公約」発表の前も後も、市長・当方双方とも何ら接触はない”。ビックリ仰天です……。

また、やり取りも厚生省「新水道ビジョン」でバックボーンの「時代の流れ」や「市民のニーズ」もまったく埒外。導水路は「リスク」論から必要と繰り返し発言されます。

ところが、名古屋市の今夏の配水量は、7月11日に876,025 m³/日が最大。異常に高い気温を記録しても電気は使うが水は使わない生活スタイルに完全になっています。給水収益が減少する中で企業経営からすれば、「撤退」は自明の理です。

—「証拠調べ」などについて協議、大村知事と河村市長の証人尋問は見送り！—

9 / 1 1 (水) 「導水路」裁判・第1回弁論準備手続き

冒頭、先（7 / 1 8）の裁判で裁判長より（回答）準備指示があったく水資源機構の回答「多数の関係者との調整が必要」という部分について、被告・愛知県は水資源機構（※）との「会議報告書」（乙66号証）を提出しました。

① 法に基づくものの他との調整も措定されるが？

② 具体的な調整内容はなにか。

※①、②とも、実際に手続きを進める課程で徐々に明確となるものであり、答えかねる。

③ 調整事項について文書により回答をいただくことはできないか。

※回答できない旨の回答は差し控えたい。

次に、富樫幸一、山内克典、中根俊樹、浅野和広の4氏について証人尋問の具体的な事項を取り決めました。なお、「村々コンビ」（大村知事&河村市長）は、残念ながら見送りとなりました。

乙第 66 号証

会議報告書					
水資源院	議長	主幹	議長補佐	主査	記録
①	②	③	④	⑤	⑥
会議名	木曾川水系連絡導水路訴訟 撤退手続きに関する打合せ				
日 時	平成25年8月7日（火）10時00分～11時20分				
場 所	水資源機構中部支社 4階403会議室				
出席者	水資源機構中部支社 （管理課）伊藤課長、（利水サービス課）河野課長、 （事業課）山本課長、 土務水資源課 河野副課長、松尾主査、佐野記録				
【目的】	事業実施計画変更にあたり、関係者との調整について具体的な内容の水資源機構に問われたもの。				
【内容】	（当 方） 先日事業実施計画変更の手続きについて問ったが、本湯が導水路事業からの撤退を表明した場合に行われる、「多数の関係者との調整」とは具体的にどの者を指すのか。				
【出席者】	打合せに関する具体的な関係者は次のとおり。 水資源機構法第13条第1項に基づく関係都道府県知事への協議 ：愛知県、岐阜県、三重県 ：河法第13条第3項に基づく特定利水者（事業からの撤退を含む）、土地改良区への協議（関係都道府県知事との調整） ：愛知県企業庁、名古屋市 ：同法第13条第1項に基づく主務大臣の認可と関係法第2項に基づく関係行政機関の長への認可協議 ：国土交通大臣（主務大臣）、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、総務大臣、環境大臣				

平成21年（行ウ）第49号公金支出差止請求事件

原告 小林收 外91名

被告 愛知県知事 外1名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

平成25年7月18日

原告 鳥当 暁人

私は2009（平成21）年3月に名古屋市上下水道局を定年退職、その後2年間は再雇用嘱託職員として勤務し、集合住宅などの貯水槽の管理点検業務を行ってきました。

私は海外での人々の生活状況を見て回るのが好きなので、これまで東南アジアを中心にいくつかの地域を見てきました。そこで感じたことは、日本ほど安心して水道を使用でき、トイレもキレイに管理しているところはなく、環境面でも衛生面でも日本は、世界に誇れる国だなど言うことです。

私は現在、中国人留学生の日本語や、生活面でのサポートなどを行っていますが、彼らが様に口にするのは、日本の河川や水道、町の環境や、公衆トイレの状況が素晴らしいということです。衛生環境・インフラが整っており、維持管理もきちんに行われている事については、彼らも大変にあこがれており、多くの人がずっと日本に住んでいたいと言います。

私は、木曾川水系連絡導水路事業については、私の経歴と体験から全く無駄で有害な事業と考え原告に加わりました

さて私は、1974（昭和49）年3月に名古屋工業大学二部土木科を卒業し、4月に名古屋市水道局に技術職員として採用され、局長室にて配属の辞令を受けました。

私の場合は、建設部拡張工事事務所に配属され、局用車で西区の万代町の事務所に連れていかれました。ここが初めての勤務場所かと思っていたら、また車に乗せられ、名古屋の西はずれの庄内川を渡り大治町にまで連れていかれました。大治浄水場の工事現場でした。周りを田んぼに取り囲まれたのどかなところでした。工事現場は構内の沈澱池の建設作業をしており、掘削作業の真っ最中でした。

大治町は砂地盤であり、地下水が豊富なため穴を掘るとすぐに水が湧いてくる様なところでした。私はここで1年ほどにわたって、上司の指導を受けながら沈澱池築造の工事につきました。水道局としては、1972（昭和47）年度から着工した第8期拡張事業の最中でした。なお、第8期拡張事業の当初の計画は、1981（昭和56）年度に計画給水人口237万8千人、計画一日最大給水量を1,913,800 m³とするものでした。

翌1975（昭和50）年8月に私は建設部拡張課に異動になり、水道施設の設計業務を行う事になりました。拡張課と言いながら、私の仕事は老朽化した導水・送水管の改良工事の設計が主な内容でした。

この頃から水道の需要の伸びは鈍化してきており、また諸物価の値上げに伴い建設費の高騰

が水道の経営を圧迫するようになり、ついには拡張事業の見直しが始められるようになりました。蛇足ながら、拡張課は1978（昭和53）年に姿を消しました。

1日140万 m^3 という豊富な給水能力が有りながら、1975（昭和50）年盛夏の1日最大給水量123万5千 m^3 がピークの実績値で、その後は、水道需要の漸減や経済成長の減速化で大口需要者の減少とか、人口増加の停滞、節水意識の高まりなど これまでの様な給水量の増加は想定しづらく、拡張という概念が不要となってきたためです。

第8期拡張事業の見直し作業が1975（昭和50）年9月に初めて行われ、1980（昭和55）年の第3次見直しを最後に拡張計画はなくなりました。

木曾川水系連絡導水路の水源施設である徳山ダムは、1973（昭和48）年のフルプラン見直しの中で位置づけられ、名古屋市は新規水利上水道毎秒5.0 m^3 、工業用水1.0 m^3 を確保する目的で事業に参画しました。この事業実施計画は1976（昭和51）年に認可されますが、この年すでに名古屋市の水需要はピークを過ぎ、横ばい・減少の道を歩み始めていました。

給水需要の低下は、水道事業の経営に大きく影響します。名古屋市水道局では水道料金の値上げや「合理化」などを行ってきました。あわせて、将来の給水需要の見込み・計画などの見直しを迫られました。

私は名古屋水道労働組合が提唱する「市民の水を守る」運動に積極的に参加し、長良川河口堰や徳山ダムの建設に反対しました。

河口堰が無駄な公共事業として社会問題化する中、徳山ダム事業を検討の「建設事業審査委員会」が1995（平成7）年に設置されました。建設負担に苦しむ名古屋市はその検討の席で上水道の新規水利「毎秒3.0 m^3 の部分撤退」を表明。最終的には認められました。

しかし、今と違って当時は「撤退ルール」が法的に整備されていませんでした。そのため名古屋市には「撤退ペナルティー」とマスコミが揶揄する高い建設負担金が課せられました。

また、不要とされた開発水も「河川環境改善のため」という理不尽な目的にすり替えられ徳山ダムの規模は何も変わることなく完成させられてしまいました。「撤退ルール」の整備と「要らない事業は、きっぱり止める」判断があったならば、ここまでムダな事業の連鎖はなかったでしょう。

さて愛知県の水道です。本導水路の利用が想定されている愛知用水地域の一日本最大給水量は、1992（平成4）年の51万4千 m^3 をピークに完全に横ばい・減少になっています。

水は十分足りています。最近では、市民の省エネ意識の高まりで、節水トイレ、節水洗濯機、循環型の節水風呂など節水器具の普及や、高齢化世帯の増加など、家庭での水道使用量が抑えられています。大口利用の事業者では、浸透膜を利用した地下水の利用や、循環型の水利用に切り替えるなどの水道水離れが顕著になっています。

今年3月に発表された厚生労働省健康局の「新水道ビジョン」第4章では、2060（平成72）年には水需要が4割程度減少すると推計し、「水道事業は固定費が大部分を占める装置産業であり、給水量にかかわらず事業費用が減少しないという特性を持つ一方、給水量の減少は直接的に料金収入の減少に繋がります。」ので、第5章において「今後、水道事業者は、施設の更新時に、当該施設の余剰分を廃止して規模を縮小するのか、あるいは一定の目的のために更新して保有するのかという、難しい判断を迫られることになり、事業規模を段階的に縮小する場合の水道計画論の確立が必要」と施策を提示しています。

とりわけ愛知県のような水道用水供給事業者には、「受水市町村等に対して、自己水源量と受水水量のバランスを見直す協議等を先導し、給水実態に適合した事業規模の設定や効率的な施設運用を検討する役割」を提示しています。

今こそ愛知県は導水路事業から撤退すべきです。百害あって一利なし、県民と次世代に大きな負担を被せるだけのものです。裁判長の賢明な判断をお願いし、弁論を終わります。

投稿 いわゆる「コンコルド効果」と九州長崎・石木ダム強制収用

「徳山ダムの建設中止を求める会」 近藤 ゆり子事務局長

九州・長崎県が作ろうとしている石木ダム（本会「会報」12号を参照）。1982年、機動隊の力を背景に「現地調査」に入ろうとした長崎県職員を、水没予定地とされた現地・川原（こうばる）地区の石木ダム建設絶対反対同盟は、実力をもって追いついた。以後、30有余年、地区の入口の団結小屋でお婆ちゃん達が毎日見張るという行動で県職員の地区への立ち入りを阻止し続けている。



この石木ダムもまた「一斉再検証」の対象とされたが、この事業者の意向をまるまる反映させるこの「再検証」のご多聞に漏れず、「継続」結論となった。

それを受ける形で9月6日、九州地方整備局は、石木ダムの事業認定（強制収用のお墨付き）を行った。「愛知の会」では、ただちに木曾川水系の三市民団体が協議、三者が協同の声明（P7参照）を発表した。

この事業認定処分への不服審査請求書（10月7日期限、国土交通大臣宛）を書いているさいちゅうの10月1日、中日新聞紙面に「コンコルド効果」なる興味深い言葉が載った。

2009年2月、この住民訴訟にむけて監査請求を行うにあたり、愛知県交渉をもったとき、愛知県の担当者は「徳山ダムができちゃった以上（当然にも）つくるしかない」と言った。2006年には、徳山ダムの試験湛水直前、中部地整の担当者は「だって、近藤さん、今さらやめるなんて現実的ではないでしょう」と言った。

つまりは、木曾川水系連絡導水路（徳山ダム導水路）は、究極の「コンコルド効果」なのだ。

アベノミクスとやらを喧伝し、「人からコンクリートへ」の逆戻りへと突っ走る安倍政権は、1000兆円にも上る巨額の国の借金をさらに積み増して、ダム等の「公共事業」への大盤振る舞いをやろうとしている。

それら「公共事業」の計画の大方は、世界中が「さらに多く、さらに速く」の熱に浮かされ、コンコルドを就航させた頃（高度成長期）の”夢”であり、時代の遺物である。

メモ
コンコルド効果
巨額の費用を投じながら商業的に失敗した英仏共同開発の超音速旅客機コンコルドに由来。一度始めた事業が失敗だと気づいていながら、それまでつぎ込んだ費用を惜しみ、投資をやめられない状態を指す。原発推進のため毎年、四千億円程度の予算を投じてきた日本。福島第一原発事故後も核燃料サイクル事業は堅持され、原発の再稼働も申請されている。（斎藤環筑波大教授「精神医学」）

2013/10/1 中日新聞・朝刊

この”夢”の一つが「原子力の平和利用」、すなわち原発だった。今も進行する福島第一原発事故の惨事に直面して、私たちは、私たち自身の手で終わらせなくてはならない”夢”があることを、痛苦をもって知った。後戻りはできない。



昨年の衆院選、今年の参院選の選挙結果による国会の議席数だけ見ると、安倍政権は盤石であるかのように見える。しかし、TPPにしても、秘密保護法にしても、原発再稼働にしても、必ずしも彼らの筋書き通りには進んでいない。人々の意思が、アベコベ政治を押し返そうとしている。

30有余年にわたる石木ダム絶対反対同盟の闘いは、今や3代目が担っている。川原地区の人々は、「絶対反対」の意志で揺らぐことなく団結している、故郷を石木ダムの底に沈めはしない。

私たちは、その闘いに学びたい。

声明

石木ダム事業認定に抗議し建設中止を強く求める

2013年9月12日

長良川市民学習会 (代表 粕谷志郎)
導水路はいらない! 愛知の会 (共同代表 加藤伸久・小林収)
徳山ダム建設中止を求める会 (代表 上田武夫)

2013年9月6日、九州地方整備局は、石木ダム建設事業について、強制収用の前提となる事業認定処分を行った。この強権発動に対し、断固抗議する。

私たちは、これまで木曾川水系の河口堰・ダムを見つめてきた。莫大な費用をかけたそれらが、治水・利水両面で何の役にも立たないだけでなく、大きな自然破壊と財政危機をもたらすことを、はっきりと知っている。

石木ダム事業においても、それは明らかである。

事業認定に先立つ公聴会(2013.3.22-23)において、事業者・長崎県の論理は、石木ダム建設に反対する地権者及び市民によって完全に論破されている。石木ダムは作るべきではない。

社会資本整備審議会公共用地分科会(2013.6.7)での各委員の意見は、「自治体が過去に見積もった水需要が実態と乖離し、財政処理に困っている例も見られる」「利水起業者が、将来にわたって事業費を負担することが可能なのか」「人口が全体として減少する中では、最終的に企業のためだけという形にみられてしまう」「用地の取得状況について、ダム事業にしては、未買収の率が高い」「山林の保水力を鑑みれば・・・今後の洪水・利水対策などの議論で、もう少し深く議論する必要がある」というもので、事業認定を妥当とする結論とは真反対のものであった。土地収用法20条該当性は、実質的には否定されているのである。

強制収用の対象とされようとしている川棚町川原地区では、13世帯の人々が日々の暮らしを営みつつ、30年以上にわたって石木ダム絶対反対を貫いてきた。その意志は微動だにしていない。

九州地方整備局告示は、川原地区13世帯が石木ダム絶対反対で固く団結して暮らし続けているという事実、事業者が強制収用に突き進めば警察権力の介入による強制代執行に至る可能性があることを無視している。国土交通省は、事業者・長崎県によるそうした暴挙なくしては決して作ることはできない石木ダムに、補助金を投入するのか。

治水・利水の両面において、石木ダムは中止されるべきムダダムそのものである。

国土交通省は、全国の納税者が納めた税金を補助金として事業者・長崎県に交付してはならない。

事業者・長崎県は、直ちに石木ダム事業の中止を決断せよ。

私たちは、石木ダム絶対反対同盟、石木ダム建設反対長崎県民の会をはじめとする、現地及び全国の心ある市民と連帯し、人の暮らし、自然生態系、そして財政を破壊するダム建設を許さないたたかいを今後も進めていく決意である。

以上

一人でも多く傍聴に足を運んでもらい、「導水路はムダ！」世論を根付かせていこう！ 7/27(土)「住民訴訟」提訴4周年・総会などを開催

ムダな「導水路」事業の中止を求めて運動を取組む「愛知の会」は7月27日(土)、女性会館で提訴4周年記念&2013総会を開きました。

総会では、主催者を代表して小林共同代表が“提訴から丸4年、原告(住民)側は繰り返し「撤退負担金ゼロ円で撤退できる」ことを丁寧に説明してきたが、「撤退など考えたこともない」被告(愛知県)側は、「やりとりを続けたくない」(7/18・第19回口頭弁論)とばかり、タオルを投げ込んだ“会場は大爆笑みに包まれました。



また、原告代表の宮崎氏は“水余りの時代のいま、知多半島では「河口堰」が出来て以来、「堰」のたまり水を飲まされ、工場がおいしい木曾川の水を使用している。「導水路」裁判と合わせて。みんなの力で元に戻したい」と力強く連帯挨拶されました。

次いで総会審議。メインの活動方針は、近藤ゆり子運営委員が提起“ムダな「導水路」を止めるために”(① 中部地整管内 設楽ダム、新丸山ダムと「有識者会議」でGOサインが出されている。② いよいよ「導水路事業、検討の場」が動き出すか、正念場。③ 愛知県・名古屋市の首長に公約実現を迫ることも、裁判闘争をねばり強く継続することも柱。④ 河口堰ゲート開放の運動と連帯し、全国の世論に広くねばり強く運動を続けていく。などです。

「導水路はムダ！」世論を根付かせていこう！との呼びかけ、「2012会計決算報告&監査報告」、「導水路」裁判などを支援のサポーター会員の一層の広がりなどを確認しました。

武藤「市民学習会」事務局長・在間「導水路」弁護団長らが熱弁

◆講演1:「新水道ビジョン」と導水路事業……武藤 仁 長良川市民学習会・事務局長



◇大要 今年の3月に厚労省が公表した「新水道ビジョン」について、既に水道はほぼ100%整備済みであること、今後の急速な人口減少を考慮すれば、水供給の設備を小さくしていく時代になっている。

現実の名古屋・愛知では、全く方向が逆の、水道用水開発のために「導水路」事業を進めていることがいかに無駄である。

◆講演2:「導水路」事業からの撤退と費用負担……在間 正史 「導水路」裁判・弁護団長



◇大要 名古屋市、愛知県が利水予定者となっている「導水路」事業について、水機構法13条2項によって、水が要らなくなった場合には、利水予定者が(水機構に)撤退することを通知すれば、それで撤退が決まる。

その後の負担金は、事業を継続したい組織の問題で、撤退を縛るものではない。設楽ダムの場合には特ダム法施行令1条の2第2項により、愛知県が水利権の設定を取下げると中部地整に通告すればよい。

お知らせ

「導水路」裁判の法廷に「原告・被告が提出の書証(例えば、「準備書面」など)、及び「導水路はいらぬ!愛知の会」が作成の紙誌類(例えば「総会のしおり」「講演レジュメ」など)はHP(<http://www.dousuiro-aichi.org/>)をご覧ください。

なお、メール(パソコン通信)環境にない方は、文書名を特定して、ご遠慮なく事務局(加藤宅 Tel/fax:052-811-8069)へお申し出下さい。

設楽町長選（10月15日告示→20日投票）に

市野和夫氏（「設楽の会」代表）が立候補！

「ダムに頼らず、自然と共生で山から海まで豊かな町づくり」をと、これまでコツコツと人生をかけて取り組んできた市野和夫氏（「設楽の会」代表、愛大元教授）が、「住民による住民の幸福のための町づくり」をめざし、任期満了に伴う設楽町長選挙に立候補します。

立候補予定者は「住民による住民の幸福のための町づくりをめざす」市野和夫氏（67）の他、再選を目指す現職・横山光明氏（63）、同町前副町長の原田理氏（59）の3氏です。

報告 10/9公開討論会（新城青年会議所主催）「熱い語り」（抜粋）

はじめに：立候補の動機、自己紹介

……「私たちは、環境を保全しながら、もっと別の道を歩むべきだし、歩むことができるのだ！」ということ、設楽町民の皆さまとともに素晴らしい町づくりをしていくことによって示したいと立候補を決意しました。



設問1：設楽町の将来ビジョン



【設楽町が持っている宝物】

……第一の宝物・財産は、広大な森……、第二の宝物は、森が生み出す清流……、第三の宝物は、標高6～700mの津具や名倉の高原……、第四の財産は、山と森、清流がおりなす景観……、第五の宝物は、歴史・文化の遺産……。

【設楽ダム本体の建設中止】

これらの設楽にある財産・宝物を壊さず、活かして町づくりを進めるには、まず、寒狭川から三河湾まで深刻な自然破壊をもたらす、設楽ダム本体の建設はやめなければなりません。設楽ダムが不要であることは皆さんよくご存じですね。

……中略……

まとめの主張

林業と結び付けた木質バイオマスは、採算が合わないという批判がありましたが、木質バイオマスで電気と熱を供給する事業は、すでに確立したもので、スウェーデンでは盛んに行われています。

日本でも進んだ自治体では実行しています。最近、中部電力が、三重県内で木質バイオマス発電所を建てることになったように、すでに採算が合う確立した事業なのです。

設楽の宝物を活かして地域づくりをするためには、ダムは造ってはならないのです。愛知県一の寒狭川の清流は、ダムができれば濁った水がちよろちよろ流れる川となってしまいます。三河湾まで影響が及び、愛知のアサリが大きな影響を受けます。

この選挙で方向転換をはかり、日本一の設楽町に変えようではありませんか。ご支援ください。みなさん一緒に頑張りましょう。

市野和夫事務所よりお知らせ（詳しいことは事務所へご連絡下さい）です。

① 事務所住所・・・〒441-2302 北設楽郡設楽町清崎21-2

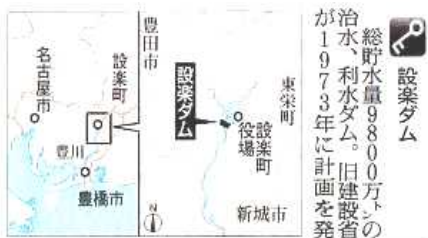
<電話・・・(0536)-62-2890>

※ 市野和夫事務所は、設楽町田口の南側の257号線沿いで、谷を挟んで東海自然歩道が尾根を通っている岩山の道なりが展望できる、絶景の地にあります

② お 願 い * 「市野和夫」後援会へご入会下さい。

* 是非ともお出かけ下さい。

※ 全山燃えるような紅葉の下、ご協力願えれば幸いです。



消えたダム特需

愛知・設楽 関連工事本格化4年

愛知県の東三河山間部の設楽町で、2009年から国の設楽ダムの関連工事が本格化している。建設反対だった地元を説き伏せたのが、地域振興策の拡充だったが、地域の衰退は加速している。「ダムインパクト」はどこへ消えたのか。

潤わぬ地元進む衰退

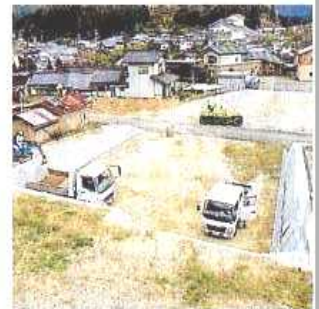
国道257号沿いで役場に連なる中心商店街を、ダンプカーが地響きをたてて通り過ぎる。

人通りはほとんどない。経営者が姿を消したバイク店には、ほこりまみれのバイクや自転車のそばに、1994年5月のカレンダーがかかったままだ。

15年前の商工会名簿で、廃業した店に赤線を引くと、近所の58店のうち19店もあった。「ダム特需が、

表、建設費約2070億円。このうち、約720億円を県が負担。周辺の道路事業など地域整備事業に約900億円を投じ、このうち県は約670億円を負担する。

民主党政権が再検証を指示し、国土交通省が13年2月、「コストが最も有利」などとする答申案をまとめた。愛知県の大村秀章知事は「議論が不十分」などとして態度保留中。水需要の見通しなどが過大で、県が負担金を払うのは違法だとする住民訴訟は最高裁で審理されている。



①水没する地域の移転代替地は、町中心部などで整備が進む②6月に貫通した国道473号の岩古谷トンネル。愛知県が発注した設楽ダム関連事業の一つ―いずれも愛知県設楽町



どこにある」。電器店を営む松尾義吉さん(80)は、あきらめ顔だ。

2070億円の本体工事は本格化してはいるが、県などが約束していた別枠の総額903億円の地域整備事業が一斉に動いている。

国道473号のトンネル、集団移転地、町立図書館、子どもセンターなどと、6億円前後しかなかった町内の県発注工事が、13年度は33億円に膨らんだ。財政支援を受けた町発注工事も8300万円から3億9千万円に増えた。

町は、民主党政権誕生の7カ月前の09年2月、駆け込みで建設に同意。70年代には町内の有権者の9割が反対署名をするほどだったが、沈静化させたのは、インフラ整備や工事に伴う特需への期待だった。反対同盟の幹部だった元町議(80)は「どうしても進めばなら」「条件を整えてもらおう」となった」と振り返る。

約50年前、隣接する佐久間ダム(静岡県浜松市、愛知県豊根村)の工事には多くの町民も従事。山里は作業員であふれ、歓楽街までできた歴史を肌で知る。

だが、60年に1方5千人だった設楽町の人口は、5600人。この約3年で400人減り、移転対象の124戸のうち4割は町外に転居してしまっただ。

15日告示の町長選でも、過疎の町の立て直しが焦点だ。「また本体工事前。これからだ」(横山光明町長)との見方もあるが、大型工事を受注するための技術力や資本力を持つ業者は、東三河地域を見渡しても多くない。

県が18億円で発注した国道トンネル工事は鹿島など3社の共同企業が受け、下請けに42社が入ったが、7社ある町内業者のうち、入ったのは1社だけ。

近年の公共事業削減で、90年代に約130社あった

東三建設業協会と新城建設業協会の加盟社は72社に減った。ダム後の受注見通しが立たないため、雇用や設備の増強にも慎重だ。新城建設業協会の伊藤誠理事長も「カネが逃げて、(業者の)身の丈にあった仕事をとるしかない」と話す。

町外からは100人を超える作業員が入り込んでいるというが、通勤組が多く、元旅館が1軒借り上げられた程度。プレハブ事務所の備品もリースが中心だ。

国土交通省は年度内にも住宅移転の補償を終える。山林を含め200億円を融資用地補償費を支払ったが、新居の住宅需要も大手業者の攻勢にさらされている。清崎地区の集団移転先の11戸のうち、町内業者が請け負ったのは3戸だけだ。

建具店を営む金田典之さん(60)が受けたダム関連の仕事は1件、17万円。妻千里さん(64)は「ダムに期待していた部分もあったけど、ふたを開けるとまったくくない」と話す。

(編集委員・伊藤智章、安田 典、松永佳伸)

人権や民主主義を破壊する 「秘密保全法」を廃案に!



「秘密保全法に反対する愛知の会」共同代表
弁護士 中谷 雄二

「特定秘密保護法案」＝情報統制法案のパブリックコメントの結果が発表された。

15日間で約9万件が寄せられ、反対が8割を近くを占めたという。パブリックコメントは原則として30日間とされているのに、15日間と異例の短期間だったこと、すでに法案も逐条解説も出来ているのに、意見を求めるために公表されたのは、A4でわずか4枚の概要と参考資料1枚のみ。

国民に広く知らせて論議を巻き起こすことなく、「静かに」、意見を聞いたという形を取りたかったのだろう。

ところが、意見を寄せた市民の8割がこの法案の持つ危険性に懸念を示した。これは政府にとって予想外の事態だったと思われる。9月26日、法案成立を推進するPT座長の町村信孝元外相は「組織的にコメントする人々がいたと推測しないと理解できない」と記者団に述べたという。

彼らには、これまで極力情報を隠して進めてきた「特定秘密保護法案」＝情報統制法案にこれだけの短期間でこれほどの反対の意見が集まるのが想定外だったのだろう。

しかし、町村氏が言うような、「組織的にコメントする人々」とは誰を指しているのだろうか。9万件もの意見を提出できるような組織などどこにあるのだろうか。実際には、安倍内閣が進める軍事国家化を懸念し、国が秘密の名の下で、懲役10年の重罰の脅しによって、国民の知る権利を侵害し、秘密の内に国の重要事項を決定していこうということや民主主義に反する、政府の秘密主義に対する危機感と法案に盛り込まれた適性評価制度などのプライバシー侵害に表れる監視国家化への強い懸念が示されたものである。

私も共同代表をつとめる「愛知の会」のブログ (<http://nohimityu.exblog.jp/>) には、このパブリックコメントの募集期間中、通常は一日2百件程度のアクセス数が、8千件、2万件、最後には遂に4万件へと増え、15日間の合計は13万件余のアクセスに上った。



山本太郎さんや藤原紀香さんが反対を表明したことの影響もあり、多くの市民が法案に対する声を上げた。反対意見の集中は、組織的にコメントする人々などではなく、政治に関心を持つ個々の国民の反応によるものである。その手段は組織による締め付けや指導ではなく、インターネットなどを利用した言論によって、共感を集めたものである。

彼らが想定外だったのは、市民の言論の力だろう。民主主義は言論である。政府は、彼らが軽蔑する民主主義に敗退したのだ。それにあせった政府は、「報道の自由」への配慮や基本的人権を侵害することのないようにしなければならないとの規定を盛り込むことを早速に表明した。「知る権利」についても規定することを検討しているとも報じられている。

秘密保護法「反対」8割

秘密保護法案に関するプロジェクトチーム（PT）の会合で、機密を漏らした公務員らへの罰則強化を盛り込んだ同法案の概要に対するパブリックコメント（意見公募）の実施結果を明らかにした。今月三日から十七日の間に約九万件が寄せられ、反対が八割近くを占めた。

意見公募は、政府が法案を閣議決定する前などに、国民の意見を聞く制度。意見が数件しか寄せられないことも多く、九万件は異例。今回の募集期間が、一般的に二十日の半分しかない十五日だったことを考えれば、国民が強く懸念している実態を示したといえる。

政府意見公募

反対意見は「原発問題やTPP（環太平洋連携協定）交渉など重要な情報を知ることができなくなる」「取材行為を萎縮させる」など、国民の知る権利や報道の自由を懸念する内容がほとんどだった。「スパイを取り締まれる状況にしてほしい」など、賛成意見は一部にとどまった。

反対意見が圧倒的に多かったことについて、法案成立を推進するPT座長の町村信孝元外相は「組織的にコメントする人々がいかなど推測しないと理解できない」と記者団に述べた。

短期に異例9万件集まる

2013/9/27 中日新聞・朝刊

しかし、社会通念上是認できない方法による取材を処罰の対象とするなど、そこで配慮される報道の自由は、政府の公式発表に限られるものである。政府の秘匿したい情報を暴くことは、認められない。

そして、一旦、検挙されれば、報道や取材への萎縮効果は甚大なものがある。抽象的に法文にこれらを配慮すると書き込むだけでは何も問題は解決しない。これら「報道の自由」への配慮や「知る権利」の尊重などの規定は、反対意見を抑えるためのものであろう。

おそらく今後、盛り上がる反対運動に対して、冷や水を浴びせるために用意していたものなのだろう。ところが、この時点で切り札を切らざるをえなかったのは、予想外の反対意見に対する政府の焦り以外のなにものでもない。

そして、これらの配慮が報じられた後も新聞等では反対意見が続いている。反対運動を盛り上げ、政府が軽蔑し軽視している輿論によって、この悪法の成立を阻止する可能性が見えてきた。

各地でも反対運動への取り組みがようやく始まりだした。一機に運動を強め、反対の輿論を広げることによって法案の提出を断念させようではありませんか。

新聞協会が懸念を伝達

森担当相に

機密を漏らした公務員への罰則強化を盛り込んだ特定秘密保護法案を担当する森雅子少子化担当相は四日、都内で日本新聞協会、日本雑誌協会、日本民間放送連盟から意見を聴いた。

新聞協会の五嶋清編集小委員会委員長は①漏えいを禁じる「特定秘密」の範囲があいまい②報道機関から取材を受ける公務員が萎縮する恐れ③救済行為として処罰対象となる「不当な取材」の定義が不明確の三点に懸念を示し、善処するよう要望。森氏は「意見を踏まえ法案の検討に反映させたい」と応じた。

2013/10/5 中日新聞・夕刊

法案名(仮称含む)	主な内容
産業競争力強化法案	特区を企業単位で認める。企業の事業再編・統合を推進
国家安全保障会議(日本版NSC)設置関連法案	安保会議を改組。首相、官房長官、外相、防衛相による4大臣会合を新設
特定秘密保護法案	機密情報を漏らした国家公務員への罰則を強化。最高懲役10年に
社会保障制度改革法案	医療、介護、年金、少子化対策の改革の実施時期を示す
国家公務員制度改革関連法案	内閣人事局を設置。省庁の幹部公務員人事を一元管理
自衛隊法改正案	自衛隊による在外邦人の陸上輸送を可能に
民法改正案	婚外子の相続差別撤廃
日本船舶整備特別措置法案	アフリカ・ソマリア沖の海賊対策として、日本のタンカーに小銃を所持した民間警備員の乗船を認める
電気事業法改正案	家庭向け電気販売の自由化や発送電分離を目指す
生活保護法改正案	不正受給の罰則強化
国民投票法改正案	国民投票の投票年齢を18歳以上に
汚染水対策特別措置法案	汚染水対策として公費投入

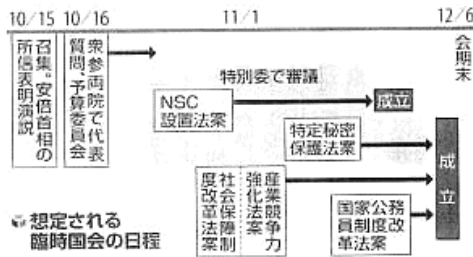
臨時国会15日召集

首相は石破氏との会談で、「日本版NSCと安保情報の保護は重要な課題。法案を早期に成立させるべきだ」と述べた。週2日程の定例日のある常任委員会と異なり、特別委では連日の審議が可能になる。この日の指示は、両法案の成立にかけるとの強い思いを示したものだ。

特定秘密保護法案については、公明党が慎重姿勢を崩さず、両党による事前審査の手続きは進んでいない。政府は同法案の国会提出は3日、特別委の設置に

特定秘密保護 日本版NSC

安倍首相は3日、首相官邸で自民党の石破幹事長と会談し、外交・安全保障の司令塔となる国家安全保障会議(日本版NSC)設置の関連法案と、機密情報を外部に漏らした国家公務員への罰則を強化する特定秘密保護法案を審議する特別委員会を設置するよう指示した。政府・与党は臨時国会を今月15日に召集し、会期を12月6日までの53日間とする方針。特別委設置は、安全保障政策の柱と位置づける両法案を集中的に審議する狙いがある。



日程窮屈 調整不足も

「何も聞いていない」と語り、不快感を示した。国家公務員制度改革関連法案については、内閣人事局への権限移譲を巡り、稲田公務員改革相と人事院の対立が続いている。自公両党には同法案の今国会での成立を危ぶむ声や稲田氏の調整手腕に対する不満の声も出始めた。地域限定で規制改革を進める国家戦略特区は、雇用などの規制改革項目の調整がつかず、項目決定は臨時国会召集直前にずれ込みそうだ。国家戦略特区法案(仮称)の提出も臨時国会中盤頃とみられる。7月の参院選で「ねじれ国会」は解消し、法案審議は円滑に進むとみられるが、年末の予算編成を控え、大幅な会期延長は難しい。自民党の国会対策委員会幹部は「綱渡りの日程に変わりに」と話している。

2013/10/4 読売新聞・朝刊

特定秘密保護法案 国会提出へ

揺らぐ知る権利

「国民による不断の監視が...」
 対する制約する重大な脅威...
 国民による不断の監視が...
 大きであると考え、その被害...
 題を生じたり、取材の自由を本質...
**【本法制が絶対に安全であること
 の危険性を指摘しておくことで
 結論に説得力を持た**



「国の安全には秘密保護が不可欠」という自民党と憲法の自由が守れないと主張する
 日本共産党国会議員。背景に「憲法と秘密保護法案—私たちの「知る権利」を守れ—」と書かれた横断幕が掲げられている。

【特定秘密】 ①防衛②外交③特定有 害活動の防止④テロ活 動防止の4分野で「特 定の秘匿の必要性」のある ものを関係者が指定	【問題点】行政の取 扱で秘密が広が り、情報隠しの恐 れは？
民間人も対象 政務三役、国家公務員、 都道府県警察職員に加え、 国と契約した民間事 業者も守秘義務。あつ たり、そのかたしりして 特定秘密情報を取ろうと した人も処罰対象	【問題点】情報提供 する公務員、採 報機関が萎縮し 、必要な情報 が伝わらないの では？
最高懲役10年 懲役1年以下(国家公務 員法の守秘義務違反)、 懲役5年以下(防衛秘 密)が、懲役10年以下へ 一気に厳罰化	【問題点】量刑の均 衡を欠かないか？
歴史の検証は 秘密指定期間は5年間。 期間満了前でも要件を 受け解除されるが、更 新可能で、更新回数に 限りはない	【問題点】永久に秘 密になったり、解除 後に政府が勝手に 破棄したりしない か？

「国防や外交の機密情報の漏えいを厳罰化する」特定秘密保護法案に対し、「知る権利」や取材・報道の自由を制約しかねないとの懸念が出ている。これを憂い、政府は報道の自由への配慮を法案に明記する方向での検討を表明。10月15日開会予定の臨時国会に提出する法案が御座る問題点について論点を整理した。

「官庁への情報公開請求や、連絡会議の大会、事務局長の警察の内部監視を要する」と不祥事100強が特定秘密の保有者の管理を要する行為や「漏えい」のそのかたしりして「厳罰化」される恐れがある。漏えい事件が起きた時、捜査の自由でオンライン上の資料やパソコンが押収されるリスクもある。同日上司に京都府で開かれた「全国市民オンライン」

「西山大吉・毎日新聞記者事件があり、西山大氏は国家公務員法違反(そのかたしり)の罪で起訴され、最高裁で有罪が確定。しかし「国民の知る権利を侵害するもの」と大きな批判を招き、政府も取材活動などに配慮した対応をしている。例えば、自衛隊法改正で盛り込まれた防衛秘密(中国潜水艦の火災事故)を読売新聞が報じたケースでは、記者に情報提供した防衛省情報本部所属の元航空自衛隊1等空佐が2008年に、東京地検に自衛隊法違反で書類送検されたが起訴猶予になり、記者には事情聴取もなかった。戦前の軍機保護法には、探知や収奪には最高10年の懲役刑があったが、防衛秘密に取得罪はない。

秘密保全法制に詳しい大江洋一弁護士は「特定取得行為

「報道の自由配慮」
 政府は特定秘密保護法案の条文に、「報道の自由」に配慮する努力義務を課す「訓示規定」を明記する方針だ。しかし、識者からは、権利を守る効果があるのか疑問視する声が上がっている。

法案は、機密を漏らした公務員らの罰則を厳しくする一方で、取材者など「情報を得ようとする側」が公務員らに脅かされたり、そのかたしりして機密を漏らす側が罰せられることを主眼としている。このため、罰を恐れた公務員が秘密でない情報まで公表を控えるたり取材を拒否する側が中心となり、必要ない情報も伝わるようになる恐れがある。懸念されている。この懸念を受け、法案を検討する「知る権利」推進チームは17日、公明党アロシエフチームは17日、「知る権利」「報道の自由」の明記を要請し、政府・自民党も柔軟な対応を示している。

「知る権利」とは、国民が国など

「知る権利」報道の自由」について、権力による指定の乱用を防ぐ具体的な仕組みをどう作るかが問われる。

右藤正博・抽印大教授(憲法)は「報道の自由への配慮は単なる訓示規定以上の意味を持たないだろう」と法案明記が権利の保護にはつながらないと指摘する。そのうえで「指定した秘密が適正なものにとまるようなら、必要な仕組みを工夫する必要はある。秘密の指定を年毎に決めて自動解除するシステムを作るとか、大臣らが不必要に特定秘密を指定しないような確保止めが不可欠」と話す。

「知る権利」「報道の自由」については、権力による指定の乱用を防ぐ具体的な仕組みをどう作るかが問われる。

「報道の自由配慮」
 政府は特定秘密保護法案の条文に、「報道の自由」に配慮する努力義務を課す「訓示規定」を明記する方針だ。しかし、識者からは、権利を守る効果があるのか疑問視する声が上がっている。

法案は、機密を漏らした公務員らの罰則を厳しくする一方で、取材者など「情報を得ようとする側」が公務員らに脅かされたり、そのかたしりして機密を漏らす側が罰せられることを主眼としている。このため、罰を恐れた公務員が秘密でない情報まで公表を控えるたり取材を拒否する側が中心となり、必要ない情報も伝わるようになる恐れがある。懸念されている。この懸念を受け、法案を検討する「知る権利」推進チームは17日、公明党アロシエフチームは17日、「知る権利」「報道の自由」の明記を要請し、政府・自民党も柔軟な対応を示している。

「知る権利」とは、国民が国など

◇◇会員の皆さまへ “イベント参加” のお願い◇◇

—知る権利を奪うな！ 監視社会を作るな！ 人権や民主主義を破壊するな！—

① 10/27(日)「(秘密保全法を作らせない)市民集会」(チラシ参照)

＜主催 10・27 市民集会実行委員会(参加団体多数) 本会も参加団体です。是非とも参加を！＞



自民党は、今秋の臨時国会で「秘密保全法」を提出します。秘密保全法とは、政府にとって都合の悪い情報は、国民に知られなくてもすむという“政府にとっては”とても便利な法律です。

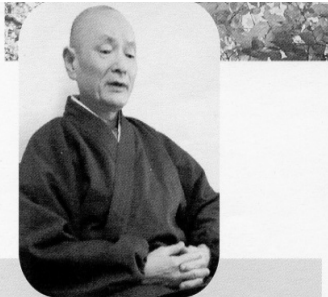
こんな法律が通れば、原発も放射能汚染もTPPも、国民にしたられたらマズイことは全部隠せる！このままだと日本の民主主義は崩壊へ一直線だ！暴走を止めることができるのは、主権者である国民、私たちです！

- *とき 10月27日(日) 13時30分開会(13時開場)
- *ところ 東別院ホール(地下鉄名城線「東別院」駅4番出口徒歩5分)
- *内容
 - ・第一部 スノーデン事件と「秘密保全法」 臺 宏士氏(毎日新聞)
 - ・第二部 パネルディスカッション 臺 宏士(だい ひろし)氏
新開 聡(しんかい さとし)氏、本 秀紀(もと ひでのり)氏

—若狭湾には大飯4・敦賀2・美浜3・高浜4と13機、高速増殖炉・もんじゅも—

② 11/3(日) 原発銀座・美浜原発と中畷住職を訪ねて(チラシ参照)

＜問い合わせ先:「阿寺溪谷を愛する下流市民の会」事務局(加藤宅 090-3445-5913)＞



中畷 哲演(なかじまつえん)氏

真言宗御室派 桐山 明通寺住職
1942年、福井県小浜市出身。東京藝術大学中退。高野山大学仏教学科卒。学生時代から広島の被爆者支援を続ける。
1968年、小浜市に原発建設の計画が持ち上がったことを機に、「原発設置反対小浜市民の会」を結成。事務局長を務める。1993年「原子力行政を問い直す宗教者の会」結成に参加。
2012年3月25日～31日まで、大飯原発再稼働に反対してハンガーストライキを実行。
著書に『原発銀座・若狭から』(光雲社)、『いのちか原発か』(風媒社)など。

■「原発銀座」の事故は名古屋を直撃する！

若狭湾と言えば白砂青松。美しい海水浴場で有名だが、日本一の「原発銀座」です。なかでも美浜原発は、日本の加圧水型商業用原子炉の草分けで「大阪万博に原始の火を」と1970年に操業を開始しました。廃炉が当然の古さであり、過去に何回か事故(隠し)もあり、危ない原発の代表です。

「風船飛ばし実験」が示すように、危ない福井の原発銀座でいったん事故があれば、放射能は2～3時間で名古屋へ到来!!

■ 小浜に「反核・反原発」の住職が

原発銀座の中心地・小浜市で、原発立地の話が出た当初から疑問を持ち、市民と共に原発のない町を守り続けている人がいます。

中畷哲演さん—真言宗・明通寺住職で、1968年以來「原発設置反対小浜市民の会」事務局長。大飯原発再稼働に反対してハンガーストライキも実行された凄い人です。

小浜の名刹・明通寺にお邪魔して哲演和尚の話を持聴します。

8:00 金山ダイエー南前集合→8:15 マイクロバスで出発

～敦賀IC～関電美浜IC～関電美浜「原子力PRセンター」見学(11～12時)～昼食
中畷住職の話を聞き、国宝の三重の塔や本堂も見る(13:30～15時)～18:30 金山帰着

募集定員:29名 ◆ 参加費(資料・昼食・バスなど):5千円

本「会報」P6～7「コンコルド効果とダム建設事業を執筆の近藤ゆり子さんが話題提供<石木ダム建設予定地の強制収用>について、県知事あて「断念要請」署名のお願いです。

みなさん、力をお貸し下さい。



私たちが住んでいるところは自然の宝庫です。石木ダムに、私たちの家・土地を明け渡すことはできません。

こはる
私たちはただ、生まれ育ったこの川原に住み続けたいだけなのです。

この大好きな自然を、私たちの子どもたちに残したいだけなのです。

川原（こはる）のうた

皆さん

よかったら一度足を運んで下さい
僕らの住んでる川原（こはる）に
自慢できるものは何もありませんが
川原（こはる）がどんなところか
よかったら見に来て下さい

ここにダムができようとしています
もしダムができたら
田圃も畑も僕らの家も
そしてホテルもみんな
みんなダムの底に沈んでしまいます

■石木ダムの経緯

昭和 37 年 長崎県、湛水線調査。住民が抗議して中止させました。

昭和 47 年 長崎県、予備調査開始

昭和 57 年 5 月 機動隊を伴い立ち入り調査 反対同盟が実力阻止しました。

平成 21 年 11 月 土地収用法による事業認定を国へ申請

平成 22 年 3 月 付替道路工事に着手。住民と支援者は連日、工事道路出入口で阻止しました。県はその後、工事を中断しています。

平成 23 年 7 月 長崎県「石木ダム有利」と検証検討結果を国交省に報告

平成 24 年 4 月 26 日 国交省有識者会議 地権者等が傍聴を求め、百数十名の国交省職員を動員して傍聴を拒絶。付帯意見を付けて長崎県の検証結果を追認しました。

平成 24 年 6 月 11 日 国交省、付帯意見を付けて石木ダム継続の方針を発表

付帯意見：長崎県に対して「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」

平成 25 年 3 月 22 日～23 日 土地収用法による公聴会を川棚町で開催（ダム反対意見が内容・推進意見を圧倒）ダム反対地権者 13 組が公述希望を提出したのに、採用されたのはわずか 3 組でした。



「署名簿」の送付先は、封筒に記載の「導水路はいらない！愛知の会」事務局か、または、〒857-0834 佐世保市潮見町 1-30-1311 松本様方(石木川守り隊)へ
※ 封筒と切手は、ご送付される方のカンパとしていただきますようお願いいたします。

長崎県知事 中村 法道 様

石木ダム建設予定地の強制収用は断念してください

国交省九州地方整備局は、9月6日、土地収用法に基づいて石木ダム建設について事業認定の告示を行いました。

この日の記者会見で、中村県知事は、「強制収用は別途手続きが必要だが、しかるべき段階で決断を求められる」(9月7日、長崎新聞)「理解が得られない場合は(強制収用が)選択肢としてありうる」(9月7日西日本新聞)という極めて重大な態度表明をしました。

中村県知事は、県知事選挙で「強制収用はしない」と公約しています。また、県議会など公の場でも、「強制収用はしない」と言い続けてきました。事業認定申請の目的について「それは地権者との話し合いを進めるためのもので、強制収用するためではない」と言って事業認定申請の撤回を拒んできました。

水没予定地住民を支援する市民団体が、9月20日に、「強制収用ありうる」発言への抗議・撤回申入れをした際にも、県の担当者は「現時点で強制収用は考えていない」と述べるにとどまりました。

地権者は「ふるさとに住み続けたいという私たちの訴えを無視した上で事業が認可されたが、私たちは今まで通りの生活を続けるだけです」と表明しています。

強制収用は、水没予定地の住民が現に生活し生業を営んでいる場、そして先祖伝来の古里を奪い、住民の生存権を侵害します。石木ダム建設計画のために半世紀に亘り苦しめられてきたこの方たちを、さらに苦しめることはやめてください。

「収用」を強行すれば、「覚悟の上で住み続ける」住民との間に不測の事態が生じる懸念があります。

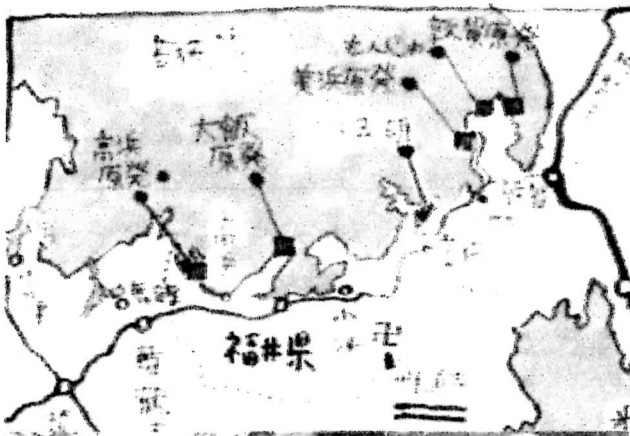
石木ダム建設予定地の強制収用は断念してください。

氏 名	住 所

取扱い団体 石木川まもり隊 ・ 水問題を考える市民の会

連絡先 佐世保市潮見町 1-30-1311 松本方(石木川まもり隊) 090-6171-5810

明通寺・中寫住職を訪ねて



■福井は 日本一の「原発銀座」!

若狭湾と言えば白砂青松。美しい海水浴場で有名だが、日本一の「原発銀座」でもある。大飯4・敦賀2・美浜3・高浜4と計13機あり、高速増殖炉もんじゅもある。

中でも美浜原発は、日本の加圧水型商業用原子炉の草分けで「大阪万博に原始の火を」と1970年に操業と、廃炉が当然の古さである。

■ 原発事故は名古屋も直撃する!

美浜原発は何回か事故(隠し)もあり、危ない原発の代表だ。「風船飛ばし実験」(裏面参照)が示すように、福井で事故があれば、放射能は2~3時間で名古屋に来る。他人事ではない。

安倍政権は、苛酷な「3.11」を忘れたように外国へ売り込み、嘘の汚染水ブロックを世界へ公言している。腹立たしい。原発ゼロを実現したい!

■ 小浜に「反核・反原発」の住職が

原発銀座の中心地・小浜市で、原発立地の話が出た当初から疑問を持ち、市民と共に原発のない町を守り続けている人がいる。中寫哲演さん—真言宗・明通寺住職で、1968年以来「原発設置反対小浜市民の会」の事務局長。ハンガーストライキも実行された凄い人だ。



本堂や三重塔は国宝の明通寺

11月3日(日) 8:00 金山ダイエー南前集合→8:15 マイクロバスで出発

~敦賀IC~関電美浜「原子力PRセンター」見学(11~12時)~昼食~明通寺・中寫住職の話を聞き、国宝の三重の塔や本堂も見る(13:30~15時)~18:30 金山帰着

◆募集定員: 29名 ◆参加費(資料・昼食・バスなど): 5千円

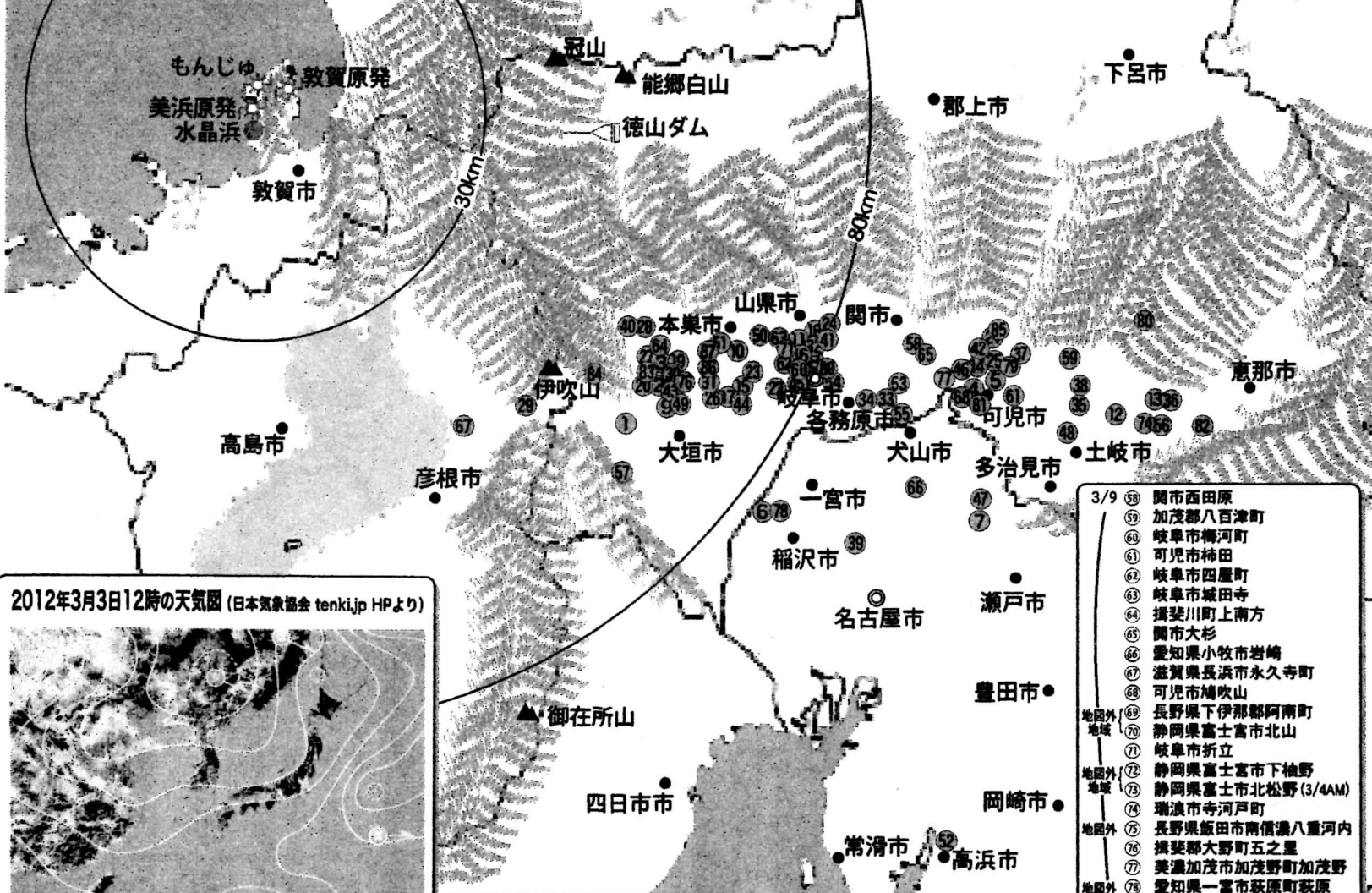
主催: 阿寺溪谷を愛する下流市民の会

(申込み先) 名古屋市瑞穂区内浜町1-15 加藤 伸久 Tel/fax 052-811-8069 (携帯) 090-3445-5913

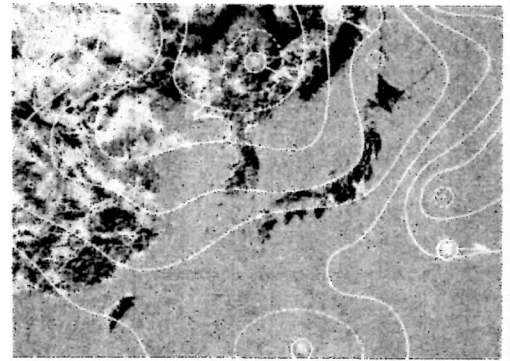
お名前		連絡先(tel/fax)	
ご住所	〒		
ご希望などをお書き下さい			

2012.3.3実施 福井県・水晶浜からの風向き調査プロジェクト 報告!

風船
到着状況
(3/3~25日)



2012年3月3日12時の天気図 (日本気象協会 tenki.jp HPより)



観測記録：地点=福井

時間	気温(℃)	風向(16方位)	風速(m/s)
9時	8.8	北	1
10時	10.1	北	4
11時	10.7	北	6
12時	11.8	北	5
13時	11.5	北	5
14時	10.8	北北西	6

私たちは、福島第一原発事故から、放射能汚染とその濃度は風向きと地形が重要な要素であることを学びました。そして、福井県の美浜原発近くの水晶浜から1,000個の風船を飛ばし、風向きを調査するプロジェクトを実施しました。その結果、福井の原発に事故があれば、今回の風向きの条件においては、岐阜県の人口密集地(おおむね国道21号線の北側)に甚大な放射線物質による汚染が起こること、さらに、名古屋市を含む濃尾平野全体に汚染が広がることが明らかになりました。

■実施主体：ふくい・あいち・ぎふ・みえ 福井の原発からの風向き調査プロジェクト
 ■実施協力：さよなら原発ぎふ 岐阜県本巣郡北方町加茂185-24 T/F: 058-323-2534 (石井)

- 3/9 ⑤ 関市西田原
- ⑥ 加茂郡八百津町
- ⑦ 岐阜市梅河町
- ⑧ 可児市神田
- ⑨ 岐阜市四屋町
- ⑩ 岐阜市城田寺
- ⑪ 揖斐川町上南方
- ⑫ 関市大杉
- ⑬ 愛知県小牧市岩崎
- ⑭ 滋賀県長浜市永久寺町
- ⑮ 可児市鳩吹山
- ⑯ 長野県下伊那郡阿南町
- ⑰ 静岡県富士宮市北山
- ⑱ 岐阜市折立
- ⑲ 静岡県富士宮市下袖野
- ⑳ 静岡県富士市北松野(3/4AM)
- ㉑ 瑞浪市寺河戸町
- ㉒ 長野県飯田市南信濃八重河内
- ㉓ 揖斐郡大野町五之星
- ㉔ 美濃加茂市加茂野町加茂野
- ㉕ 愛知県一宮市萩原町萩原
- ㉖ 美濃加茂市馬山中腹
- ㉗ 加茂郡白川町赤河
- ㉘ 可児市姫ヶ丘
- 3/25 ㉙ 瑞浪市土岐町房風山登山道8合目
- ㉚ 揖斐郡池田町片山
- ㉛ 揖斐郡揖斐川町春日小宮神
- ㉜ 美濃加茂市山之上町
- ㉝ 揖斐郡大野町羽羽
- ㉞ 揖斐郡大野町福富
- ㉟ 静岡県静岡市清水区穴原
- ㊱ 岐阜市長良福土山
- ㊲ 長野県下伊那郡阿南町富草

- 3/3 ① 12:10 墨井町日守
- ② 12:30 揖斐郡池田町八幡
- ③ 12:30 揖斐郡池田山登山道
- ④ 12:40 可児市今波
- ⑤ 13:00 可児市川合
- ⑥ 13:00 愛知県一宮市明地
- ⑦ 13:00 愛知県春日井市高蔵寺
- ⑧ 13:30 岐阜市長良
- ⑨ 14:00 大垣市赤坂
- ⑩ 14:30 本巣市郡府
- ⑪ 14:30 岐阜市若福
- ⑫ 14:30 瑞浪市日吉町花之木
- ⑬ 14:30 瑞浪市釜戸
- ⑭ 14:40 美濃加茂市泉立加茂高校
- ⑮ 14:50 岐阜市寺田
- ⑯ 15:00 岐阜市八代
- ⑰ 15:30 瑞穂市本田
- ⑱ 15:40 岐阜市三田洞東
- ⑲ 16:00 安八郡神戸町横井
- ⑳ 16:15 揖斐郡池田町市橋
- ㉑ 16:20 美濃加茂市山之上
- ㉒ 17:00 岐阜市霞町
- ㉓ 17:00 岐阜市川部
- ㉔ 17:30 岐阜市三田洞
- ㉕ 夕方 美濃加茂市下米田町小山
- 3/4 ㉖ 瑞穂市本田
- ㉗ 揖斐郡池田町願成寺
- ㉘ 揖斐郡揖斐川町小島
- ㉙ 滋賀県米原市上野
- ㉚ 安八郡神戸町北一式
- ㉛ 本巣市政田
- ㉜ 岐阜市百々ヶ峰登山道
- ㉝ 各務原市各務西町
- ㉞ 各務原市萩原青雲町
- ㉟ 可児郡御嵩町次月
- ㊱ 瑞浪市釜戸町
- ㊲ 加茂郡八百津町和地面
- ㊳ 可児郡御嵩町8075
- 3/5 ㊴ 愛知県北名古屋市西春町
- ㊵ 揖斐郡揖斐川町白檜
- ㊶ 岐阜市三田洞
- ㊷ 美濃加茂市山之上町
- ㊸ 安八郡神戸町西保
- 3/6 ㊹ 瑞穂市別府
- ㊺ 岐阜市庵町
- ㊻ 美濃加茂市西町
- ㊼ 愛知県春日井市岩成台
- ㊽ 土岐市泉町久尻五斗碓
- 3/7 ㊾ 安八郡神戸町更屋敷
- ㊿ 岐阜市中西郷
- 3/8 ㊽ 本巣市郡府
- ㊾ 愛知県高浜市清水町
- ㊿ 各務原市須衝町
- ㊽ 岐阜市逢日町
- ㊾ 各務原市鶴沼古市場町
- ㊿ 瑞浪市土岐町
- ㊽ 大垣市上石津町一之瀬字川西